# 商品種別算定基準（PCR）

# （認定 PCR 番号：PA-BT-01）

# 対象製品：カーテンレール

2010 年 12 月 3 日　公表

**カーボンフットプリント算定・表示試行事業**

**※なお、認定ＰＣＲの有効期限は、カーボンフットプリント算定・表示試行事業の実施期間（平成24年3月31 日までを予定）とする。ただし、有効期限までの間に認定ＰＣＲが改訂された場合においては、改訂後のものを有効とする。**

# “カーテンレール”

## Product Category Rule of "Curtain rails”

この PCR に記載されている内容は、カーボンフットプリント制度試行事業期間中において、関係事業者等を交えた議論の結果として、PCR 改正の手続を経ることで適宜変更および修正することが可能である。なお、この PCR の有効期限は試行事業の終了が予定される平成 24 年 3 月 31 日までとする。

| No. | 項目 | 内容 |
|---|---|---|
| 1 | 適用範囲 | このPCRは、カーボンフットプリント制度において「カーテンレール製品」を対象とする算定および表示に関する規則、要求事項および指示事項である。 |
| 2 | 製品の定義 | |
| 2-1 | 製品の属する分類の説明 | ①対象とする製品は、日本標準商品分類（総務省統計局）に基づく「カーテンレール（8561）」のうち、「店頭用金属製カーテンレールセット製品」とする。<br>②使用段階において、エネルギーを消費する電動カーテンレールは対象外とする。 |
| 2-2 | 対象とする構成要素 | ・「店頭用金属製カーテンレールセット製品」を構成するすべての構成物（カーテンレール本体、ランナー、ブラケット、ストッパーなど）<br>・付属品（取扱説明書、取付け施工用ネジ、保証書）<br>・容器包装材 |
| 3 | 引用規格および PCR | 次の PCR は、引用することによって、この PCR の一部を構成する。<br>・PA-BB-02 【改訂版】紙製容器包装（中間財）<br>・PA-BC-02 【改訂版】プラスチック製容器包装 |
| 4 | 用語および定義 | この規格に適用される用語および定義は、次による。<br>①「カーテンレール」とは、カーテンを吊り、開け閉め機能させるために用いるレールのことをいう。<br>②「ランナー」とは、カーテンレール内を移動するカーテン吊り部品のことをいう。<br>③「ブラケット」とは、レールを取り付け、固定するための部品のことをいう。<br>④「ストッパー」とは、カーテンの両端を固定し、ランナーをレールから脱線しないようにするための部品のことをいう。レールの端面をカバーする機能を付加したものを「キャップストップ」、あるいは「キャップ」と呼ぶ。<br>⑤「中間製品」とは、レールのことをいう。<br>⑥「店頭用金属製カーテンレール」とは、店頭販売用に生産された手動用カーテンレールで、本体が金属製の材料で構成され、ランナーがカーテンレール内部で移動するセット商品。<br>⑦「セット製品」とは、レール、ランナー、ブラケット、ストッパーなどの構成部品を一組として組み立てたもの又は組み立てるために集めたもの。〔日本工業規格 JIS A 4802(1994) カーテンレール(金属製) より〕 |
| 5 | 対象範囲 | |
| 5-1 | 算定の単位 | 販売単位（セット）とする。 |
| 5-2 | ライフサイクル段階 | 次の全ライフサイクル段階を対象とする。<br>・ 原材料調達段階<br>・ 生産段階<br>・ 流通段階<br>・ 使用・維持管理段階<br>・ 廃棄・リサイクル段階 |
| 6 | 全段階に共通して適用する項目 | |
| 6-1 | ライフサイクルフロー図 | ①附属書 A（規定）にライフサイクルフロー図を示す。<br>②この図は、「ライフサイクル各段階の対象範囲」を特定するための概念図である。GHG 排出量の算定時には、この概念図を参考に、「対象とするカーテンレール」ごとに詳細なライフサイクルフロー図を作成する。その際、この図を基本とすることが望ま |

| | | |
|---|---|---|
| | | しいが、この図に限定するものではない。 |
| 6-2 | データの収集範囲 | ①最終消費財のライフサイクル全体の GHG 総排出量に対する寄与が大きいプロセスは一次データの収集を基本とする。最終消費財のライフサイクル全体のGHG 総排出量に対する寄与が小さいプロセスや、一次データの収集が困難なプロセスは二次データの利用も認める。<br>②消費者の手元に渡る最終消費財を提供する事業者が業務支配力を及ぼす範囲内は、一次データを収集する。ここで、業務支配力を及ぼす範囲とは、当該事業者自身またはその子会社などを通じて自らの経営方針をある事業に導入し、実施する完全な権限を持っている範囲のことで、例えば、当該事業者自らが運営している施設などを指す。ただし、①の寄与が小さい場合や一次データの収集が困難なプロセスがある場合はこの限りではない。<br>③事務部門および研究部門などの間接部門は対象としないが、直接部門だけを切り出すことが困難な場合は間接部門を含んでもよい。<br>④直接部門に付属する（関係する）「照明」、「空調」、「原材料、中間製品、または製品を収納する倉庫などの設備に使用する燃料、電力（照明、空調用も含む）」などは、データを収集すること。<br>⑤製品を生産、輸送する設備、輸送車両などの資本財は対象外とする。 |
| 6-3 | データの収集期間 | ①データ収集の対象期間は、直近1 年間の実績値とする。<br>②新商品など 1 年間の実績値の入手が困難な場合、原材料の投入量については設計値を、生産設備の稼動に係るデータについては、一定期間の実績値を元にした推定値を用いてもよい。<br>③直近 1 年間の実績値を使用しない場合は、その理由を検証書類として提出し、直近の 1 年間でなくてもデータの妥当性に問題がないことを担保すること。また、カーボンフットプリント値更新の際には、実績値データで検証を受けることとする。 |
| 6-4 | 配分 | ①重量比を基本とする。<br>②製品の特性によって、その他の手法で配分した場合は、配分方法およびその妥当性は検証の対象とする。 |
| 6-5 | カットオフ | ①カットオフする場合は、「カーテンレール」のライフサイクル GHG 総排出量の 5 %以内とし、その範囲を明確にする。ただし、シナリオや類似データ、推計データを活用して代替することを優先し、それが困難な場合に限る。<br>②繰り返し使用する包装資材（パレット、コンテナなど）、潤滑油については、影響が少ないのでカットオフする。 |
| 6-6 | その他 | 【輸送に関する規定】<br>①全てのサイト間輸送を計上する。<br>②燃料法、燃費法またはトンキロ法のいずれかで、できる限り一次データを収集する。<br>③輸送時の燃料消費に伴う GHG 排出量の算定方法を附属書 B に示す。<br>④一次データを把握することが困難な場合には附属書 C を参照する。<br>⑤輸送距離の測定は、実測を基本とするが、ナビゲーションソフトの情報を使用してもよい。ただし、使用したナビゲーションソフトの名称などを明らかにする。<br>【廃棄物の取扱いに関する規定】<br>①バイオマスを焼却した際に発生するライフサイクル GHG 排出量は考慮しない。<br>②バイオマス以外の構成素材（本体および包装材にラミネートされたポリエチレンなどの樹脂）については、焼却処理に係るライフサイクル GHG 排出量を、それぞれの素材の炭素含有量から算定する。その際、これらの素材に含有する炭素は全て $CO_2$ となって排出されると想定し、化学量論関係から算定した $CO_2$ 排出量を使用する。<br>【リサイクルの取扱いに関する規定】<br>①リサイクルされるものは、リサイクルのための輸送からリサイクルの準備プロセス（前処理）までのライフサイクル GHG 排出量を計上する。<br>②リサイクルの間接影響は計上しない。 |

| | | |
|---|---|---|
| 7 | 原材料調達段階に適用する項目 | |
| 7-1 | データ収集範囲に含まれるプロセス | 以下に示す最終消費財を構成する素材や部品の調達に係る①～③のプロセスを対象とする。<br>①原材料の製造プロセス（資源採掘プロセスまで遡る）<br>②製造サイトから発生する排水、廃棄物などの適正処理プロセス<br>③原材料の輸送プロセス<br>④容器包装材の製造プロセス<br>※梱包に使用する「容器包装材」については、「紙製容器包装（中間財）」および「プラスチック製容器包装」の「容器包装原材料調達段階」、「容器包装製造段階」および「容器包装輸送段階」で規定するプロセスと置き換えてもよい。 |
| 7-2 | データ収集項目 | 次の項目の製造および輸送に係るライフサイクル GHG 排出量、および投入量のデータ収集を行う。<br>①レール本体の原材料（電気亜鉛めっき鋼板など）<br>②ランナー（ポリエチレン、ポリアセタールなど）<br>③ブラケット（圧延鋼板など）<br>④キャップ（ポリエチレン、ナイロンなど）<br>※ランナー、ブラケット、キャップにおける 1 個当たりの重量および主要素材を「詳細情報」の「製品の主要仕様」に記載しなければならない。<br>⑤付属品（取扱説明書、取付け施工用ネジ、保証書）<br>⑥容器包装材（紙、樹脂など）<br>※梱包に使用する「容器包装材」については、「紙製容器包装（中間財）」および「プラスチック製容器包装」の規定に従ってもよい。 |
| 7-3 | 一次データ収集項目 | ①レール本体の原材料（電気亜鉛めっき鋼板など）の投入量<br>②ランナー（ポリエチレン、ポリアセタールなど）の投入量<br>③ブラケット（圧延鋼板など）の投入量<br>④キャップ（ポリエチレン、ナイロンなど）の投入量<br>⑤付属品（取扱説明書、取付け施工用ネジ、保証書）の投入量<br>⑥容器包装材（紙、樹脂など）の投入量 |
| 7-4 | 一次データの収集方法および収集条件 | 一次データの測定方法は、次の2通りが存在する。<br>①直接部門のデータを取得する方法<br>・プロセスの実施に必要な機器・設備（当該商品の生産ライン、棟内の照明・空調など）の稼動単位（単位稼動時間、1 ロットなど）ごとに入出力項目の投入量や排出量を把握し積上げる方法<br>・機器・設備の作業単位（作業時間、作業面積、作業距離など）は、生産（営業）日誌、生産管理ソフトウエアなどの生産（営業）記録を情報源としてよい。<br>（例：設備の使用時間×設備の消費電力＝電力投入量）<br>②サイト全体のデータを配分する方法<br>・直接部門と間接部門（事務や研究開発など生産に直接関係しない部門）とが同一サイトに存在し、一商品ごとのデータを把握することが困難な場合は、サイト全体から当該商品分の投入エネルギー量、廃棄物量として配分（アロケーション）する方法<br>・重量以外の物理量（例：体積、表面積、製造工数）、もしくは金額などを用いて配分を行う場合は、その妥当性の根拠を示す必要がある。 |
| 7-5 | シナリオ | 輸送に関しては、燃料法、燃費法、トンキロ法のいずれかで、出来る限り一次データを収集することが望ましいが、収集できない場合は附属書 C のシナリオを使用してもよい。 |
| 7-6 | その他 | 【複数の調達先から原料調達する場合】<br>すべての調達先から一次データを収集する。一次データの収集が困難な調達先については、他の調達先からの一次データで代用（一次データを収集した調達先からの投入量に基づく加重平均値）してもよい。なお、他の調達先からの一次データで代用できるのは、その原材料の全体量の５０％未満でなければならない。 |

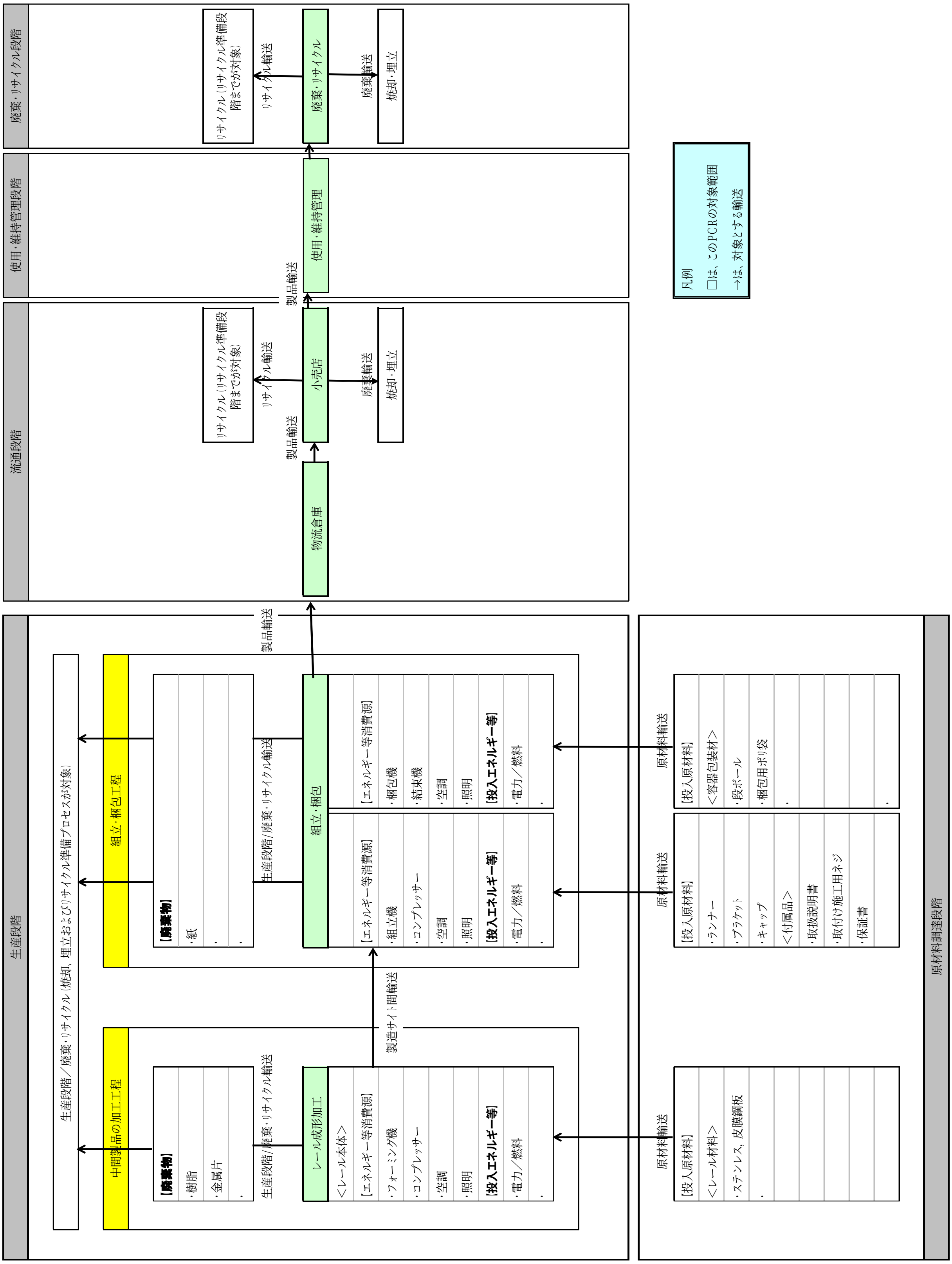
| | | |
|---|---|---|
| | | 【海外からの調達原料の取扱い】<br>データ収集項目の詳細を附属書Ｃ に示す。 |
| 8 | 生産段階に適用する項目 | |
| 8-1 | データ収集範囲に含まれるプロセス | 次のプロセスを対象とする。<br>①中間製品の加工プロセス<br>②中間製品の輸送プロセス<br>③完成品の組立、梱包プロセス<br>④製造サイトから発生する排水、廃棄物などの適正処理プロセス |
| 8-2 | データ収集項目 | ①中間製品の加工プロセス<br>＜投入量＞<br>・「レール本体の原材料」、「燃料、電力」<br>＜生産物・排出物＞<br>・「レール本体」の生産量<br>・「廃棄物（不良品、加工ロスなど）」の排出量<br>②サイト間輸送のプロセス<br>・輸送物の重量<br>・輸送用燃料の使用に伴うライフサイクル GHG 排出量<br>③完成品の組立・梱包プロセス<br>＜投入量＞<br>・「ランナー、ブラケット、キャップなど」「付属品」、「容器包装材」、「燃料、電力」<br>＜生産物・排出物＞<br>・「店頭用金属製カーテンレールセット製品」の生産量<br>・「廃棄物（紙、樹脂など）」の排出量<br>＜その他＞<br>・「燃料、電力の供給と使用」に係るライフサイクル GHG 排出量<br>④製造サイトから発生する廃棄物などの適正処理プロセス<br>・「廃棄物の適正処理」に係るライフサイクル GHG 排出量 |
| 8-3 | 一次データ収集項目 | ①中間製品の加工プロセス<br>＜投入量＞<br>・「レール本体の原材料」、「燃料、電力」<br>＜生産物・排出物＞<br>・「レール本体」の生産量<br>・「廃棄物（不良品、加工ロスなど）」の排出量<br>②サイト間輸送のプロセス<br>・輸送物の重量<br>③完成品の組立・梱包プロセス<br>＜投入量＞<br>・「ランナー、ブラケット、キャップなど」「付属品」、「容器包装材」、「燃料、電力」<br>＜生産物・排出物＞<br>・「店頭用金属製カーテンレールセット製品」の生産量<br>・「廃棄物（紙、樹脂など）」の排出量 |
| 8-4 | 一次データの収集方法および収集条件 | ①製造サイト内の自家発電による電力を当該製品の生産に使用している場合は、自家発電に投入している燃料の量を一次データとして収集し、その製造・燃焼に係る GHG 排出量を算定する。<br>②電力消費量の計測が困難な場合は、使用する加工装置などの「 定格電力」を使用してもよい。ただし、計測による一次データの入手が困難な理由を述べなければならない。<br>③この他の条件は、（7-4）の内容に準じる。 |
| 8-5 | シナリオ | ①輸送に関しては、燃料法、燃費法、トンキロ法のいずれかで、出来る限り一次データを収集することが望ましいが、収集できない場合は附属書Cのシナリオを使用しても |

| | | |
|---|---|---|
| | | よい。<br>②廃棄物の処理は焼却 100 %とし、金属のように焼却できないものは埋立することを基本とするが、当該処理物に関する廃棄・リサイクルに関する法律などが別途定められている場合はそれを適用することが望ましい。 |
| 8-6 | その他 | 特に規定しない。 |
| 9 | 流通段階に適用する項目 | |
| 9-1 | データ収集範囲に含まれるプロセス | 次のプロセスを対象とする。<br>①輸送関連プロセス<br>・完成品の生産サイトから、発注者または発注者の指定する物流倉庫までの輸送<br>・物流倉庫から、小売店までの輸送<br>・小売店から、最終消費者までの輸送<br>②流通段階における、包装材料（内装、外装）の廃棄物などの適正処理プロセス |
| 9-2 | データ収集項目 | 次の項目のデータ収集を行う。<br>①輸送関連プロセス<br>・輸送物の重量<br>・輸送用燃料の使用に伴うライフサイクル GHG 排出量<br>②流通段階における廃棄物などの適正処理プロセス<br>・「廃棄物（容器包装材など）」の排出量<br>・「廃棄物の適正処理」に係るライフサイクル GHG 排出量<br>・リサイクルされる場合はリサイクルの準備プロセスを対象にする。 |
| 9-3 | 一次データ収集項目 | ①輸送関連プロセス<br>・輸送物の重量<br>②流通段階における廃棄物などの適正処理プロセス<br>・「廃棄物（容器包装材など）」の排出量 |
| 9-4 | 一次データの収集方法および収集条件 | 特に規定しない。 |
| 9-5 | シナリオ | 輸送に関しては、燃料法、燃費法、トンキロ法のいずれかで、出来る限り一次データを収集することが望ましいが、収集できない場合は附属書 C のシナリオを使用してもよい。 |
| 9-6 | その他 | 物流倉庫での保管プロセスは、微小である場合は評価対象外としてもよい。 |
| 10 | 使用・維持管理段階に適用する項目 | |
| 10-1 | データ収集範囲に含まれるプロセス | 消費者が購入した「カーテンレール」を、家庭などに持ち込んでから使用するプロセス |
| 10-2 | データ収集項目 | 特に規定しない。 |
| 10-3 | 一次データ収集項目 | 特に規定しない。 |
| 10-4 | 一次データの収集方法および収集条件 | 特に規定しない。 |
| 10-5 | シナリオ | 特に規定しない。 |
| 10-6 | その他 | 特に規定しない。 |
| 11 | 廃棄・リサイクル段階に適用する項目 | |
| 11-1 | データ収集範囲に含まれるプロセス | 次のプロセスを対象とする。<br>消費者または使用者より排出された「カーテンレール製品」および「使用済容器包装材など」の輸送、適正処理に係るプロセス。 |
| 11-2 | データ収集項目 | 次の項目に係るライフサイクル GHG 排出量のデータ収集を行う。<br>①廃棄される「店頭用金属製カーテンレールセット製品」の輸送<br>②処理施設で焼却される量、処理施設における焼却処理<br>③処理施設で埋め立てられる量、および処理施設における埋立処理<br>④リサイクルの準備プロセスで処理される量、処理施設におけるリサイクルの準備処理 |

| | | |
|---|---|---|
| 11-3 | 一次データ収集項目 | 廃棄される「店頭用金属製カーテンレールセット製品」の輸送用燃料、適正処理される量 |
| 11-4 | 一次データの収集方法および収集条件 | 特に規定しない。 |
| 11-5 | シナリオ | ①輸送に関しては、燃料法、燃費法、トンキロ法のいずれかで、出来る限り一次データを収集することが望ましいが、収集できない場合は附属書Cのシナリオを使用してもよい。<br>②廃棄物の処理は焼却 100 %とし、金属のように焼却できないものは埋立することを基本とするが、当該処理物に関する廃棄・リサイクルに関する法律などが別途定められている場合はそれを適用することが望ましい。<br>※②梱包に使用する「容器包装材」については、「PA-BB-02 【改訂版】紙製容器包装（中間財）」および「PA-BC-02 【改訂版】プラスチック製容器包装」の「廃棄・リサイクル段階」の規定に従ってもよい。 |
| 11-6 | その他 | 特に規定しない。 |
| 12 | 二次データ適用項目 | ①「カーボンフットプリント制度試行事業 CO2換算量共通原単位データベース（暫定版）」（以下、共通原単位データベース）で、データが提供されているもの。なお、共通原単位データベースは、現在公表されている最新のものを使用する。<br>②共通原単位データベースに掲載されていない二次データにおいて、CFP 試行事業事務局が「参考データ」として用意したもの。 |
| 13 | 表示方法 | |
| 13-1 | 表示単位 | 算定単位を基本とする。ただし、「カーボンフットプリント制度の在り方（指針） 改定版」および「カーボンフットプリント制度商品種別算定基準（PCR）策定基準 改定版」にある表示方法も認めるが、この場合はその適切性を検証パネルにおいて議論することとする。 |
| 13-2 | ラベルの位置、サイズ | 「カーボンフットプリントマーク等の仕様」に従う。ただし、カーボンフットプリント制度試行事業期間中は、同制度の目的を逸脱せず、消費者に誤認を与えない範囲で CFP 検証パネルが適当と判断した場合はその方法も認める。 |
| 13-3 | 追加情報の表示 | カーボンフットプリント制度試行事業期間中は、同制度の目的を逸脱せず、消費者に誤認を与えない範囲で CFP 検証パネルが適当と判断した場合は、その追加情報の表示も認める。 |

# 附属書Ａ：ライフサイクルフロー図（規定）

※下記フロー図は代表例であり，複数の原材料を組み合わせて加工する場合もある。




平成22年7月の基本ルールの改定において，販売プロセスは，その適切な算定方法が整備されるまでの間，算定対象外とすることとなったため，その基本ルールの改定に伴い販売プロセスを算定対象外とする。

## 附属書 B：輸送時の燃料消費に伴う GHG 排出量の算定方法（規定）

B.1 燃料法

1) 輸送手段ごとの「燃料使用量 (L)」を収集し、次の式により燃料単位を L から kg に換算する。
   燃料使用量 (kg) = 燃料使用量 (L) ×燃料密度 γ (kg/L)
   ガソリンの燃料密度： γ = 0.75 kg/L
   軽油の燃料密度： γ = 0.83kg/L
2) 燃料使用量 (kg) と燃料種ごとの「供給･使用に係るライフサイクル GHG 排出量 (kg $CO_2$e/kg)」(二次データ) を乗算し、GHG 排出量 (kg $CO_2$e) を算定する。

B.2 燃費法

1) 輸送手段ごとの「燃費 (km/L)」と「輸送距離 (km)」を収集し、次の式により燃料使用量 (kg) を算定する。
   燃料使用量 (kg) = 輸送距離 (km) ／燃費 (km/L) ×燃料密度 γ (kg/L)
2) 「燃料使用量 (kg)」と燃料種ごとの「供給･使用に係るライフサイクル GHG 排出量 (kg $CO_2$e/kg)」(二次データ) を乗算し、GHG 排出量 (kg $CO_2$e) を算定する。

B.3 トンキロ法

1) 輸送手段ごとの積載率 [%]、輸送負荷 (輸送トンキロ) [tkm] を収集する。
2) 輸送負荷 (輸送トンキロ) [tkm] に、輸送手段ごとの積載率別の「輸送トンキロあたり燃料消費による GHG 排出量」[kg $CO_2$e /tkm] (二次データ) を乗じて、GHG 排出量 [kg $CO_2$e] を算定する。

附属書C：輸送シナリオ（規定）

| ライフサイクル段階 | 設定シナリオ | |
|---|---|---|
| ①原材料調達段階、生産段階のサイト間輸送 | A輸送が陸運の場合 | |
| | ＜輸送距離＞ | 500 km |
| | ＜輸送手段＞ | 10 トントラック |
| | ＜積載率＞ | 62% |
| | B輸送に海運が伴う場合（国内輸送、生産サイト ⇒港） | |
| | ＜輸送距離＞ | 500 km |
| | ＜輸送手段＞ | 10 トントラック |
| | ＜積載率＞ | 62% |
| | C輸送に海運が伴う場合（国内輸送、港⇒納入先） | |
| | ＜輸送距離＞ | 500 km |
| | ＜輸送手段＞ | 10 トントラック |
| | ＜積載率＞ | 62% |
| | D輸送に海運が伴う場合（国際間輸送、港 ⇒港） | |
| | ＜輸送距離＞ | 港間の航行距離（＊） |
| | ＜輸送手段＞ | コンテナ船（＞ 4,000TEU） |
| 生産段階の廃棄物輸送 | ①廃棄物輸送 | |
| | ＜輸送距離＞ | 50 km |
| | ＜輸送手段＞ | 10 トントラック |
| | ＜積載率＞ | 62% |
| 流通段階 | ①製造サイト～物流倉庫 | |
| | ＜走行距離＞ | 1,000 km |
| | ＜輸送手段＞ | 10 トントラック |
| | ＜積載率＞ | 62% |
| | ②物流倉庫～卸店倉庫（小売物流センター） | |
| | ＜走行距離＞ | 500 km |
| | ＜輸送手段＞ | 4 トントラック |
| | ＜積載率＞ | 62% |
| | ③卸店倉庫（小売物流センター）～店舗 | |
| | ＜走行距離＞ | 500 km |
| | ＜輸送手段＞ | 2 トントラック |
| | ＜積載率＞ | 58% |
| 廃棄・リサイクル段階 | ・ごみ集積所から処理施設までの輸送 | |
| | ＜輸送距離＞ | 50 km |
| | ＜輸送手段＞ | 10 トントラック |
| | ＜積載率＞ | 62% |

（＊）国際間航行距離は、カーボンフットプリント制度試行事業事務局が「参考データ」として用意する値を使用する